

海外との情報交換について

2012年9月27日 輸出入・港湾関連情報処理センター(株)



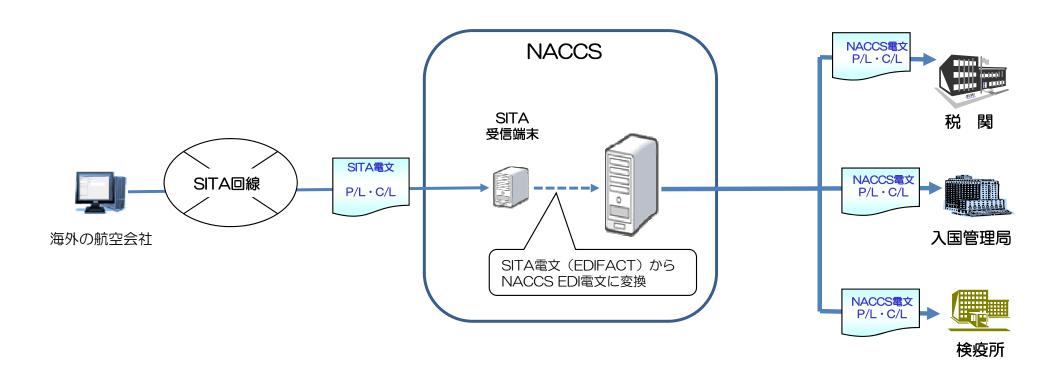
1. 海外との情報の交換の現状

現行NACCSにおいては、海外との情報の交換について、関係各国や利用者の要望等を踏まえ、下記のように対応を行っている。第6次NACCSにおいても引き続き現行機能を継続するとともに、新たな要望にも応えられるよう必要な機能を提供することとする。

| 区分 | 概 要 | 備 | 考 |
|---------------------|---|---|---|
| 1. 個別検討事項 | 海外との情報の交換 | | |
| 2. 現行仕様 | 現状における対応状況は下記のとおりとなっている。 SITA連携 海外の航空会社から「乗組員・旅客氏名情報」をSITA回線経由による報告を可能としている。 eCert (Export Certification) オーストラリアから検疫証明書の取得を可能としている。 eC/O(Certificate of Origin) マレーシアからの原産地証明書の取得に係る実証実験を実施している。 出港前報告制度 平成26年3月から実施予定の出港前報告制度(海上コンテナの積荷情報を出港24時間前(近海航路は緩和措置あり)に報告する制度)に対応するため、海外の報告義務者によるNACCS利用を可能とする。 | | |
| 3. 見直しの経緯 (利用者の要望等) | eCert、eC/Oの利用や出港前報告制度の導入に伴う海外からの電子情報の報告の動き等海外との情報連携の機会が拡大している。これらの状況を踏まえ、海外との情報連携機能の拡充(例えば、日本からの海外への情報送信機能)についても検討する。 | | |
| 4. 次期仕様 | 海外との情報の交換に関しては、各国における制度・システムの違いや、情報交換の対象によって様々なニーズが想定されるため、第6次NACCSでは、海外との情報連携に対応可能となる機能を引き続き用意することとし、具体的な案件については要望を把握・確認しつつ、別途検討する。 | | |
| 5. その他 | | | |

2. SITA連携

財務省税関、法務省入国管理局、厚生労働省検疫所に対して提出する「乗組員・旅客氏名表」について、海外の航空会社からSITA回線を利用して送信されてくる「乗組員・旅客氏名情報」をNACCSにおいて受信及び必要な変換処理(EDIFACTメッセージをNACCS EDI電文に変換)等を行ったうえで、関係官庁に対して同情報の送信を可能としている(平成22年2月から提供開始)。



SITA (Société Internationale de Télécommunications Aéronautiques)

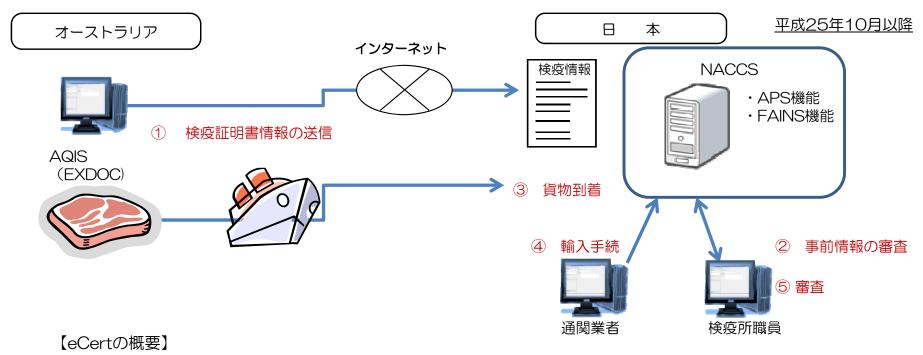
:国際航空情報通信機構。世界200以上の国や地域の航空会社、旅行・輸送関連会社等550社以上が加盟。 設立は1949年。航空関係の情報提供、通信サービスを展開。

P/L (Passenger List) :旅客氏名表 C/L (Crew List) :乗組員氏名表



3. eCert連携(日ーオーストラリア間)

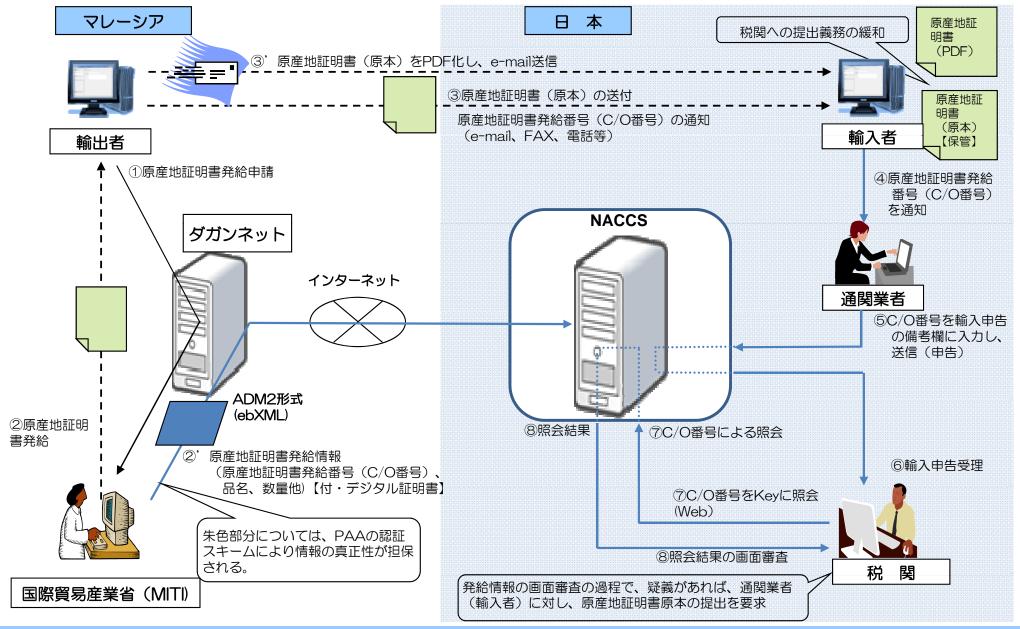
農林水産省(動物検疫)及び厚生労働省(食品検疫)からの要請に基づき、オーストラリア政府が発行する「検疫証明書」について、下図のとおり、平成23年5月からeCERT(XML)フォーマット(UN/CEFACT Standard)による取得を可能としている(下図は平成25年10月の統合後をイメージ)。



| 項目 | eCert: <u>E</u> xport <u>Cert</u> ification |
|--------------|---|
| 回線 | インターネット |
| 対象国 | オーストラリア ⇒ 日本 |
| 提供開始時期 | 平成23年5月 |
| 対象品目 | 動物及び製品(肉、内臓、乳製品) |
| 通信プロトコル | HTTP(SOAP), XML |
| メッセージのフォーマット | eCert (UN/CEFACT Standard) |

4. eC/O連携(日本ーマレーシア間実証実験)

財務省関税局からの要請に基づき、平成22年12月から、マレーシア(ダガンネット)との間で、日マレーシア 経済連携協定に係る原産地証明書(eC/O)の電子情報による受信から税関における通関審査までを含めた実証 実験を行っている。



5. 出港前報告制度におけるNACCS利用(接続)形態イメージ図

出港前報告制度では、船舶の運航者等が、我が国に入港しようとする船舶に積み込まれた海上コンテナー貨物に係る積荷情報を、原則としてコンテナー貨物の船積港を船舶が出港する24時間前までに電子的に税関へ報告することが求められている。本制度の施行は、平成26年3月を予定している。

